

HSBCグローバル・ターゲット利回り 債券ファンド2025-05（限定追加型）

追加型投信／内外／債券

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2025年5月16日

愛称 **ますますグロタ** 2025-05

- ・本書（本投資信託説明書（交付目論見書））は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の＜照会先＞にて販売会社（当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所）などの詳細情報をご確認いただけます。
※投資信託説明書（請求目論見書）は、＜照会先＞ホームページにて閲覧・入手（ダウンロード）が可能です。
※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されています。



- ▶ 本書により行う「HSBCグローバル・ターゲット利回り債券ファンド2025-05（限定追加型）」（以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月23日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年5月9日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者（受益者）に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託（ファンド）の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	債券（一般）	年1回	グローバル （日本を含む）	あり （フルヘッジ）

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者です。）

HSBCアセットマネジメント株式会社：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第308号

設立年月日：1985年5月27日

資本金（本書作成時現在）：495百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額（2025年2月末現在）：782,733百万円

＜照会先＞ 電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

受託会社（ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。）

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に世界各国(日本を含む)の債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1. 世界各国(日本を含む)の企業等が発行する債券に投資を行います。

- ▶ 主として別に定める各投資サイクル^{*1}の終了前に満期償還や早期償還が見込まれる世界各国(日本を含む)の企業等が発行する債券に投資します。

^{*1} 原則として5計算期間を1投資サイクルとします。別に定める各投資サイクルは「追加的記載事項」をご覧ください。(以下、本書において同じ。)

- ▶ 投資を行う債券については取得時において投資適格(BBB-以上)とし、原則として、ファンド全体の平均格付けを投資適格とすることを目指します。

債券の格付けと利回り・信用リスクの関係

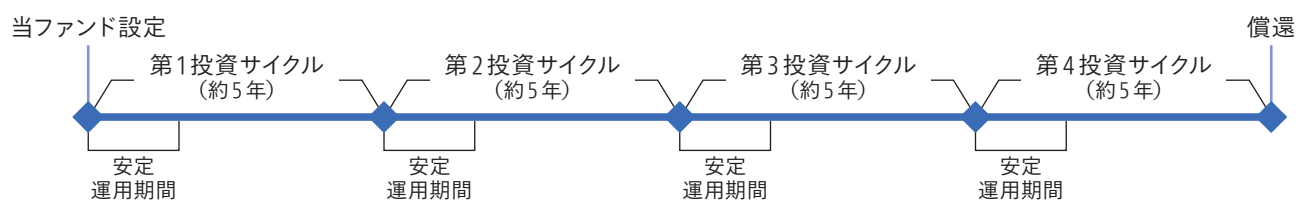


出所：S&Pグローバル・レーティングのデータをもとにHSBCアセットマネジメント株式会社が作成

- ▶ 主に米ドル建ての債券に投資し、原則として各債券の満期日まで保有します。なお、米ドル建て以外の債券に投資することがあります。
- ▶ 保有債券が各投資サイクル中に満期償還や早期償還により償還される場合には、各投資サイクル終了前後に満期償還が見込まれる別の債券への投資を行うこともあります。
- ▶ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インクに、運用の指図に関する権限を委託します。
※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。
- ▶ HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

- ▶ 主として別に定める各安定運用期間^{*2}は、預金を含む短期金融資産等を投資対象とする安定運用を行います。

^{*2} 原則として各投資サイクル開始後約1ヶ月程度を1安定運用期間とします。別に定める各安定運用期間は「追加的記載事項」をご覧ください。（以下、本書において同じ。）



(注) 上記はイメージ図です。

(注) 市況動向等によってはポートフォリオ構築の完了までに一定期間を要する場合があります。

2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を目指します。

- ▶ 為替ヘッジを行った場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

3. 原則として約5年を1つの投資サイクルとする限定追加型の投資信託です。

- ▶ ファンドの信託期間は約20年です。
- ▶ ファンドのご購入のお申込みを各安定運用期間に限定して受付ける限定追加型の投資信託です。

主な投資制限

株 式 へ の 投 資	株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

年1回の決算時(毎年8月15日、休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。なお、計算期間終了日が別に定める各投資サイクル終了日に該当し、収益分配前の基準価額(1万口当たり)が10,000円を超過する場合、原則として、当該超過額のうち分配対象額の範囲内で全額分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

一般コース(分配金を受取る): 税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

自動けいぞく投資コース(分配金を再投資する): 税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

《HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる60の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ 委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは22の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は2024年6月末現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

(HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。)

2 投資リスク

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に値動きのある有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

金利変動リスク	債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。
信用リスク	債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト(債務不履行)により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があります、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[当ファンドに関する留意事項]

① 安定運用期間(購入申込期間)

- 預金を含む短期金融資産等での運用を行います。
- 各投資サイクル開始時(ただし、第1投資サイクルについては、ポートフォリオ構築完了までの間)に、当該投資サイクルの期待収益率[※]が0%を下回ることが見込まれると委託会社が判断する場合には、繰上償還します。
- ファンドの残存口数が30億口を下回った場合には、ファンドは繰上償還することがあります。
- その他やむを得ない理由を含め、万が一繰上償還する際は、短期金融資産等の時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。
- なお、各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては信託報酬はかかりません。また、各安定運用期間において受付けた換金申込については信託財産留保額はかかりません。

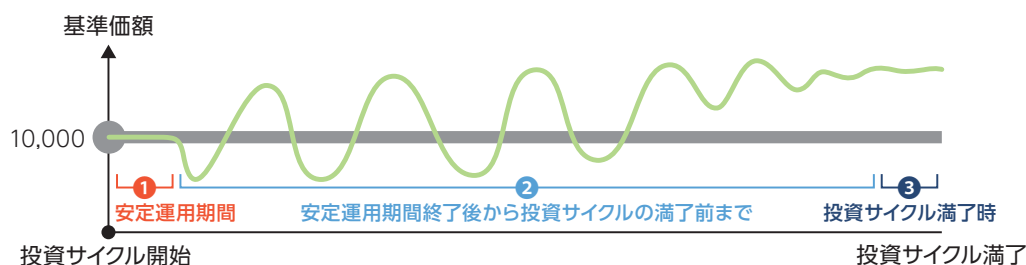
※期待収益率とは、各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(外貨建て、年率)から、対円での想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。

② 安定運用期間終了後から投資サイクルの満了前まで

- 社債市場における信用リスクの高まりや市場金利の上昇等により債券および短期金融資産等の価格が変動し、基準価額は下落する場合があります。
- 安定運用期間以外の解約は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を引いた価額での解約となるため、市場環境によっては投資元本を割り込む場合があります。
- ファンドの残存口数が30億口を下回った場合、その他やむを得ない理由がある場合にはファンドは繰上償還することがあります。その際は、時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。

③ 投資サイクル満了時

- 安定運用期間終了後から当該投資サイクル満了までの間に組入債券にデフォルト(発行体の破綻等)が生じた場合、当該債券の利払いの停止や額面未満での償還となる可能性があるため、投資元本を割り込む場合、またはポートフォリオ構築時に見込まれる収益が達成できない場合があります。



※上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆するものではありません。

その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ▶ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ▶ 安定運用期間中、預金を含む短期金融資産等の組入比率が高まり、特定の登録金融機関の預金に集中する場合があります。当座預金の場合、当該投資期間中の利息は発生しません。
- ▶ ご購入のお申込み後は、継続申込期間(2025年5月19日から2025年6月23日まで)であっても当該購入申込の取消しは行えませんのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

リスクの管理体制

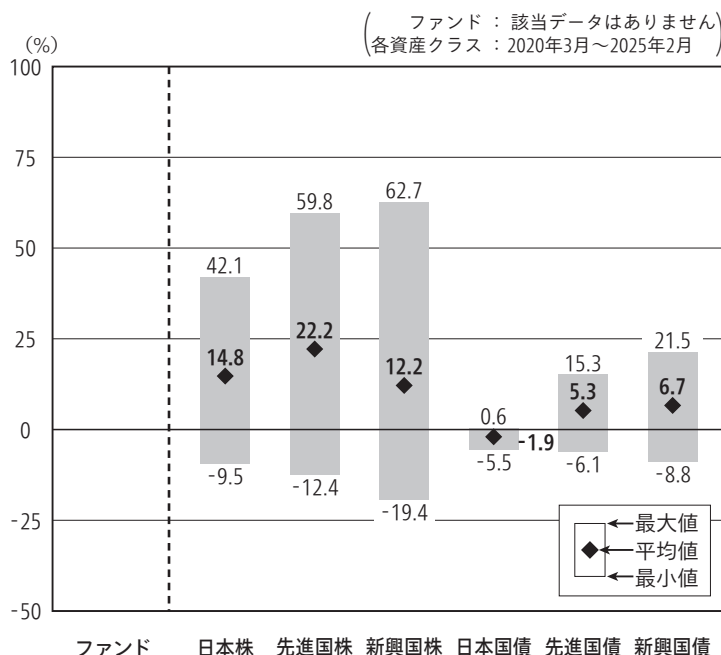
- ▶ 運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。
運用リスクの管理については、HSBCアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。
- ▶ 流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

〈参考情報〉

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<該当データはありません>



(注) グラフは、代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したのですが、ファンドについては設定していないため騰落率のデータはありません。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。

〈代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について〉

各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

○東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

○MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

3 運用実績

(2025 年 5 月 19 日に運用を開始する予定であり、本書作成時現在、該当事項はありません。)

① 基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

② 分配の推移

該当事項はありません。

③ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

④ 年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドはベンチマークを設けていません。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 *購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 *別に定める各安定運用期間中の換金申込については、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社により異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2025年5月16日 継続申込期間：2025年5月19日から2025年6月23日まで 有価証券届出書を提出することにより、購入申込を受付けることがあります。 *2025年6月24日以降は、別に定める各安定運用期間において購入申込を受付けます(ただし、市況動向、純資産総額水準によっては、購入申込の受付を行わない場合があります。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合(ただし、別に定める安定運用期間中を除きます。)には、購入および換金の申込受付は行いません。
購入・換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	2025年5月19日(信託設定日)から2045年8月15日(償還日)まで
繰上償還	各投資サイクル開始時(ただし、第1投資サイクルについては、ポートフォリオ構築完了までの間)に、当該投資サイクルの期待収益率*が0%を下回ることが見込まれると委託会社が判断する場合には、信託を終了します。また、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。 *期待収益率とは、各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(外貨建て、年率)から、対円での想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。
決算日	毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2026年8月17日
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わないことがあります。 分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。
信託金の限度額	2,500億円
公告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
その他	基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「グロタ25-05」の略称で掲載されます。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 2.20% (税抜 2.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	換金時にご負担いただきます。 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額とします。 ただし、別に定める各安定運用期間において受付けた換金申込については徴収しません。	換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	年 0.693% (税抜年 0.63%) ただし、別に定める各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては徴収しません。	ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年 0.30%	ファンドの運用等の対価(運用委託先への報酬が含まれます。)
(販売会社)	税抜年 0.30%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年 0.03%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他費用・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等 純資産総額に対し上限年 0.20% (税込) として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。ただし、別に定める各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては徴収しません。 ・その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 法人の場合は、上記とは異なります。
- ・ 上記は、2025年2月末現在のものです。
- ・ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書を作成していないため、該当事項はありません。(本書作成時現在)

<追加的記載事項>

「追加的記載事項」は本書作成時現在のものです。市況動向等により、今後変更になる場合があります。

本書中における「別に定める投資サイクル」とは次のものをいいます。第2投資サイクル以降については、今後変更・追加される場合があります。

第1投資サイクル	2025年5月19日から2030年8月15日まで
第2投資サイクル	2030年8月16日から2035年8月15日まで
第3投資サイクル	2035年8月16日から2040年8月15日まで
第4投資サイクル	2040年8月16日から2045年8月15日まで

本書中における「別に定める安定運用期間」とは次のものをいいます。第2安定運用期間以降については、信託金の状況により今後追加・変更される場合があります。

第1安定運用期間	2025年5月19日から2025年6月23日まで
第2安定運用期間	2030年8月16日から2030年9月11日まで
第3安定運用期間	2035年8月16日から2035年9月12日まで
第4安定運用期間	2040年8月16日から2040年9月12日まで